

平川市創業支援事業補助金 Q&A

～ 目次 ～

No	内容	ページ
Q 1	特定創業支援等事業とは何ですか。(要綱第2)	1
Q 2	いつまでに特定創業支援事業を受ける必要がありますか。(要綱第3)	1
Q 3	すでに創業(開業届提出済、法人設立登記済)していますが、対象となりますか。(要綱第3、4)	1
Q 4	一度廃業した者が再チャレンジで応募することは可能ですか。(要綱第3、4)	1
Q 5	すでに事業を営んでおりますが、別事業で創業する場合は対象となりますか。(要綱第3、4)	1
Q 6	学生や無職の場合は対象となりますか。(要綱第3、4)	1
Q 7	申請したが事業の承認を受けられなかった場合、再申請はできますか。(要綱第6)	2
Q 8	業種に制限はありますか。(要綱第3)	2
Q 9	事業実施地として平川市外を検討していますが、対象となりますか。(要綱第3、4)	2
Q 10	家族の事業を引き継ぐ場合は対象になりますか。(要綱第3、4)	2
Q 11	父親の事業を専従者として手伝っていますが、独立して同様の事業を始めようと考えていますが、申請できますか。(要綱第3、4)	2
Q 12	国や県などの他の補助制度との併用は可能ですか。(要綱第4)	2
Q 13	個人事業者が新たに法人を設立する場合は対象となりますか。(要綱第3、4)	2
Q 14	既存の個人事業者や法人を組織化し、新たな事業主体を立ち上げる場合は対象となりますか。(要綱第3、4)	3
Q 15	申請前に購入したものがありますが、補助金の対象となりますか。(要綱第5)	3
Q 16	起業者の家屋(保有資産)に事務所・店舗を併設する場合、改築工事費を対象とすることはできますか。(要綱第5)	3
Q 17	同店舗内でスペースをシェアして異なる事業者が創業する場合、補助対象とすることはできますか。(要綱第5)	3
Q 18	経費は、具体的にどのようなものが補助対象となりますか。(別表要綱第5)	3
Q 19	事業はいつまでに実施すればよろしいですか。(要綱第8)	3

Q 20	銀行振込、ネットバンキング等で支払いをしたため領収書がない場合、どのような書類を添付するとよいですか。(要綱第11)	4
Q 21	補助金はいつ貰えますか。(要綱第13)	4

Q1 特定創業支援等事業とは何ですか。（要綱第2）

経営、財務、人材育成、販売の方法等に関する知識を1ヵ月以上かつ4回以上にわたって個別指導を受けることを指します。

次の機関が青森県内で開催する各種セミナー等のうち、1つ以上に参加してください。なお、セミナー等の開催日時や相談については、各機関に直接お問い合わせください。

- ①公益財団法人21あおもり産業総合支援センター（青森市、青森県共同ビル内）
- ②青森県よろず支援拠点（青森市、青森県共同ビル内）
- ③平川市商工会

Q2 いつまでに特定創業支援等事業を受ける必要がありますか。（要綱第3）

補助金を交付申請する前までに受ける必要があります。なお、事業者認定前にすでに受けている方は再度受ける必要はありません。

Q3 すでに創業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、対象となりますか。（要綱第3、4）

すでに創業をしている方は補助の対象とはなりません。この制度では、新たな創業者を支援の対象としています。

Q4 一度廃業した者が、再チャレンジのために応募することは可能ですか。（要綱第3、4）

可能ですが、以前の事業と違うことが条件です。審査時には事業の実現可能性などを審査します。

Q5 すでに事業を営んでおりますが、別事業で創業する場合は対象となりますか。（要綱第3、4）

対象となりません。他の事業に従事していないことが条件です。

Q6 学生や無職の場合は対象となりますか。（要綱第3、4）

創業を目指す方であれば対象となりますが、補助要件を満たす必要があります。

Q7 申請したが事業の承認を受けられなかった場合、再申請はできますか。(要綱第6)

当初申請の事業計画を見直しのうえ、当初の申請内容との違いが明確であれば申請することは可能です。

Q8 業種に制限はありますか。(要綱第3)

補助金交付要綱第3を参照ください。

Q9 事業実施地として平川市外を検討していますが、対象となりますか。(要綱第3、4)

対象となりません。平川市内で事業活動を営むことが必要です。実際の拠点が平川市外と見受けられる場合は対象とはなりません。

Q10 家族の事業を引き継ぐ場合は対象になりますか。(要綱第3、4)

対象となりません。

Q11 父親の事業を専従者として手伝っていますが、独立して同様の事業を始めようと考えていますが、申請できますか。(要綱第3、4)

生計を別にし、個別に事業主として所得税の申告を行う場合は申請できます。ただし、同じ事業を便宜上分けただけと見受けられる場合は申請できません。また、専従者給与を受けている場合も申請できません。

Q12 国や県などの他の補助制度との併用は可能ですか。(要綱第4)

可能です。ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。例えば、国や県の制度で導入した設備に対し、当市の補助制度を適用することはできません。

Q13 個人事業者が新たに法人を設立する場合は対象となりますか。(要綱第3、4)

従来の個人事業として営んでいた事業を拡大・継続するために法人化する場合は、単なる既存事業の法人化に過ぎないため対象とはなりません。たとえ定款により新たな事業を併せ行うものとしても対象外となります。

Q14 既存の個人事業者や法人を組織化し、新たな事業主体を立ち上げる場合は対象となりますか。(要綱第3、4)

既存事業の拡大・継続など単なる組織化に過ぎないものは対象とはなりません。

Q15 申請前に購入したものがありますが、補助金の対象となりますか。(要綱第5)

対象となりません。補助の対象となる経費は、市が事業者認定をした後に発注、契約、納品、支払したものに限られます。

Q16 起業者の家屋（保有資産）に事務所・店舗を併設する場合、改築工事費を対象とすることはできますか。(要綱第5)

対象とすることができます。

Q17 同店舗内でスペースをシェアして異なる事業者が創業する場合、補助対象とすることはできますか。(要綱第5)

スペースの使用区分及び経費が明確であれば、対象とすることができます。

Q18 経費は、具体的にどのようなものが補助対象となりますか。(別表 要綱第5)

下記へ記載の経費①～⑥に該当するものが対象です。

(ただし、自社以外に対して物品や役務などの発注・納品及び支払いを行ったことが確認できるものに限りです。)

経費区分	例
①広告宣伝費	宣伝広告に要する経費
②印刷製本費	チラシ、パンフレット、カタログ等の制作に要する経費（※名刺は対象外）
③委託費	デザイン、web ページ、清掃費等外部に委託する経費
④備品購入費	事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等に要する経費
⑤工事請負費	事業運営に必要な店舗・施設の改装・改修工事に要する経費 (内・外装工事、給排水工事、空調工事、電気工事等)
⑥その他	上記以外で市長が特に必要と認める経費

Q19 事業はいつまでに実施すればよろしいですか。(要綱第8)

事業認定後1年以内に開始してください。

Q20 銀行振込、ネットバンキング等で支払いをしたため領収書がない場合、どのような書類を添付するとよいですか。(要綱第11)

領収書の発行が可能か確認していただき、可能な場合は領収書を添付してください。領収書は支払元、支払先、支払金額、支払日、支払内容が記載されたものがが必要です。

できない場合は、支払元、支払先、支払金額、支払日、支払内容が記載された明細書等を添付してください。

Q21 補助金はいつ貰えますか。(要綱第13)

補助金交付額確定通知書がお手元に届きましたら、「補助金請求書(様式第8号)」を提出してください。提出から30日以内を目安に口座振込にてお支払いします。